

就労継続支援B型を利用するまでの流れ

平成27年4月から、就労継続支援B型は、就労移行支援を利用してからでないと、利用できなくなりました。

就労移行支援事業所では、今後就労のために必要なアセスメントを実施します。
特別支援学校在学中に申請し、就労移行支援を利用する必要があります。

就労移行支援の申請

市役所障がい福祉課に申請書を提出します。

相談支援事業所で就労移行支援利用のプラン案作成

相談支援事業所の相談員と面接し、就労移行支援を利用するための計画案を作成します。(相談員が作成)

就労移行支援支給決定、受給者証交付

市役所が、就労移行支援の暫定支給をし、受給者証が交付されます。

就労移行支援を利用する

就労移行支援事業所と契約し、利用します。

就労移行支援事業所で「就労アセスメント」を行います。

「就労アセスメント」とは、安定して働けるようにするための生活支援や能力の向上のために、どのような支援が必要かを明らかにすることです。

そのためには、事業所のスタッフと面接する必要があります。

これまで、学校において行った現場実習の評価結果は就労アセスメントのために大変重要となります。

就労移行支援の施設外支援として、学校の場で面接を行うこともできます。

必要があれば、実習したB型事業所のスタッフにも意見を聞くこともあります。

就労継続支援B型の申請

市役所障がい福祉課に申請書を提出します。

相談支援事業所でB型利用のプラン案作成

就労移行支援事業所で作成された、就労アセスメント結果をもとに、利用者のニーズをふまえ、適切なサービス利用のための計画案を相談員が作成する。

市がB型の支給を決定、受給者証交付

B型の利用開始

問い合わせ先

○足利市地域自立支援協議会事務局

足利市障害者相談支援センター

TEL 44-0307

FAX 44-0318

○足利市障がい福祉課障がい支援担当

TEL 20-2134

FAX 20-5404